

認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱

5 福祉高施第1484号
令和6年4月1日

1 目的

この事業は、認知症高齢者が家庭的な環境の中で、専門知識と技術を持つ職員により日常生活における支援を受けながら生活することで、精神的に安定し、認知症の進行を緩やかにすることによって安定した生活ができる認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、区市町村とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）で定める「補助事業者等」で、この要綱の規定に基づき、事業を実施する区市町村又は間接補助事業者に補助を行う区市町村をいう。
- (2) 「間接補助事業者」とは、区市町村がこの事業の目的のために補助金を交付する次に掲げるものをいう。
 - ア グループホームの運営事業者
 - イ グループホームの建物を整備する土地所有者等
 - ウ グループホームの建物を整備する建物所有者
- (3) 「運営事業者」とは、区市町村又は次に定める法人とする。
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - カ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
 - キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
 - ク その他法人格を有するもの

4 事業内容

この事業の内容は、区市町村又は区市町村が間接補助事業者に対して補助を行う以下のグループホーム（本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含む。）整備事業とする。

- (1) 別表1に掲げる以下の整備事業

ア 事業者創設型

区市町村が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業、又は運営事業者（区市町村を除く。）が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業

イ 事業者改修型

区市町村が既存建築物を改修して行う整備事業、又は運営事業者（区市町村を除く。）が既存

建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業

ウ オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業

エ オーナー改修型

建物所有者が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業

オ 認知症対応型デイサービスセンター併設加算

上記アからエまでの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備に区市町村が補助する事業

カ 小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記アからエまでの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点の整備に区市町村が補助する事業

キ 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記アからエまでの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備に区市町村が補助する事業

(2) 大規模な修繕等を実施する事業

既存グループホームについて、利用者等の安全性確保等の観点から上記 3 (2) に定める運営事業者又は土地・建物所有者等が実施する、躯体工事に及ばない別表 2 の内容の大規模な修繕等に区市町村が補助する事業

ただし、原則として区市町村独自の事業を実施していること（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び医療介護提供体制改革推進交付金（介護施設等整備事業）を財源とする支出を除く。）を要件とする。

(3) 区市町村支援事業

上記 (1) 及び (2) 以外で、区市町村が地域の実情に応じて独自に上記 3 (2) に定める運営事業者又は土地・建物所有者等に補助する事業

5 事業の運営

事業の運営については、区市町村又は間接補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の法令に適合すること。
- (2) 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。
- (3) 区市町村及び間接補助事業者は、グループホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則として区市町村又はグループホーム運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。
- (5) グループホーム運営事業者が、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。

6 協 議

別途定める認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱に基づき補助金を受けようとする区市町村は、別に指定する期日までに事業計画について東京都知事に協議しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別表 1)

整備区分	整備内容
創 設 (開設)	新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）。
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※ 3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。 ※ 1、※ 2 について同上。

(別表 2)

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。